

笹井鑄造所労働争議

會社名 笹井鑄造所
 所在地 大阪府南河内郡字長野三五八
 業態 鑄造業
 職工數 男三二名、女五名、計三七名
 發生年月日 昭和十二年八月二日
 解決年月日 昭和十二年八月廿三日
 参加人員 三七名
 發生原因 七月末に支拂ふべき給料を支拂はざるによる
 要求事項 七月分給料の支拂
 解決條件 承認
 關係労働團體 なし

笹井鑄造所労働争議

會社名 笹井鑄造所
 所在地 大阪府南河内郡字長野三五八
 業態 鑄造業
 職工數 男三二名、女五名、計三七名
 發生年月日 昭和十二年八月二日
 解決年月日 昭和十二年八月廿三日
 参加人員 三七名
 發生原因 七月末に支拂ふべき給料を支拂はざるによる
 要求事項 七月分給料の支拂
 解決條件 承認
 關係労働團體 なし